

○預金保険機構が資産の買取りの決定を行うための基準を定める件

（平成十三年三月二十九日金融庁・財務省告示第二号）

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十九条第二項の規定に基づき、預金保険機構が資産の買取りの決定を行うための基準を次のように定め、平成十三年四月一日から適用する。

預金保険機構は、協定承継銀行又は特別危機管理銀行から預金保険法（以下「法」という。）第二百二十九条第一項に規定する資産の買取りに係る申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資産が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項に規定する決定を行うことができるものとする。

- 一 法第九十三条第三項に規定する基準に照らして保有する資産として適當でないと認められる資産
- 二 その買取りが行われることが法第九十六条第一項に規定する経営管理の終了又は法第二百二十条第一項に規定する第三号措置の終了のために必要と認められる資産